

**〔事由D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災〕**  
**家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）**

**■全事由共通**

必要書類	提出先	チェック欄
1. 奨学金確認書兼地方税同意書【原本】	申請者→JASSOの指定する提出先	
2. 給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書【原本】	申請者→学校→JASSO	

※ 1～2は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

**■家計急変事由Dに対応する証明書類**

必要書類	提出先	チェック欄
3. 罹災証明書【コピー可】	申請者→学校→JASSO	

**■収入に関する証明書類**

必要書類	提出先	チェック欄
4. 家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する証明書類【コピー可】 事由発生日の翌月分～申請月前月分まで（最大12か月分） ※事由発生日又は翌月に申請する場合は、事由発生日当月分のみ	申請者→学校→JASSO	

※ 収入に関する証明書類の注意点については、「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」7ページを参照してください。

■ 該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>5. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類 次のいずれか。</p> <p>(1) 在留カード【コピー】 (2) 特別永住者証明書【コピー】 (3) 住民票の写し【原本】等</p> <p>「家族滞在」の場合は、上記に加えて (4) を提出 (4) 出入国記録の写し【原本】</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	
<p>6. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の 証明書類 次のいずれか。【いずれもコピー可】</p> <p>(1) 施設等在籍証明書（施設長発行） (2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） (3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等</p> <p>※JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	

進学の前年1月～進学の前月に  
家計急変の事由が発生した場合

## 〔事由D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災〕

### 家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）

#### ■全事由共通

必要書類	提出先	チェック欄
1. 奨学金確認書兼地方税同意書【原本】	申請者→JASSOの指定する提出先	
2. 給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書【原本】	申請者→学校→JASSO	

※ 1～2は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

#### ■家計急変事由Dに対応する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
3. 罹災証明書【コピー可】	申請者→学校→JASSO	

#### ■収入に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
4. 家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する証明書類【コピー可】 事由発生日の翌月分～進学月の前月分まで （12か月を超える場合は、進学月の前月以前の直近12か月分） （例）●2024年5月に家計急変事由が発生、2025年4月に進学、5月に申請した場合 →2024年6月～2025年3月分の給与明細書等 ●2024年2月に家計急変事由が発生、2025年4月に進学、6月に申請した場合 →2024年4月～2025年3月分の給与明細書等 （最大12か月分のため）	申請者→学校→JASSO	

※ 収入に関する証明書類の注意点については、「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」7ページを参照してください。

■ 該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>5. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類 次のいずれか。</p> <p>(1) 在留カード【コピー】 (2) 特別永住者証明書【コピー】 (3) 住民票の写し【原本】等</p> <p>「家族滞在」の場合は、上記に加えて (4) を提出 (4) 出入国記録の写し【原本】</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	
<p>6. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の 証明書類 次のいずれか。【いずれもコピー可】</p> <p>(1) 施設等在籍証明書（施設長発行） (2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） (3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等</p> <p>※JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	

進学の前々年に家計急変の事由が発生した場合  
(2025年4月～9月進学者)

## 〔事由D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災〕

### 家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）

#### ■全事由共通

必要書類	提出先	チェック欄
1. 奨学金確認書兼地方税同意書【原本】	申請者→JASSOの指定する提出先	
2. 給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書【原本】	申請者→学校→JASSO	

※ 1～2は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

#### ■家計急変事由Dに対応する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
3. 罹災証明書【コピー可】	申請者→学校→JASSO	

#### ■収入に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
4. 家計急変に該当する生計維持者の源泉徴収票又は確定申告書（控）等（いずれも2024年1月～2024年12月分）【コピー可】	申請者→学校→JASSO	

※1 収入に関する証明書類の注意点については、「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」7ページを参照してください。

※2 進学が2025年10月～2026年3月で、家計急変事由発生が2023年1月～12月の場合は、家計急変採用に申請できません。定期的な募集（春・秋）への申請をご検討ください。

■ 該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>5. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類  <u>次のいずれか。</u>                      (1) 在留カード【コピー】                      (2) 特別永住者証明書【コピー】                      (3) 住民票の写し【原本】等</p> <p>「家族滞在」の場合は、上記に加えて (4) を提出                      (4) 出入国記録の写し【原本】</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	
<p>6. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の                      証明書類  <u>次のいずれか。</u>【いずれもコピー可】                      (1) 施設等在籍証明書（施設長発行）                      (2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）                      (3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等</p> <p>※JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	